

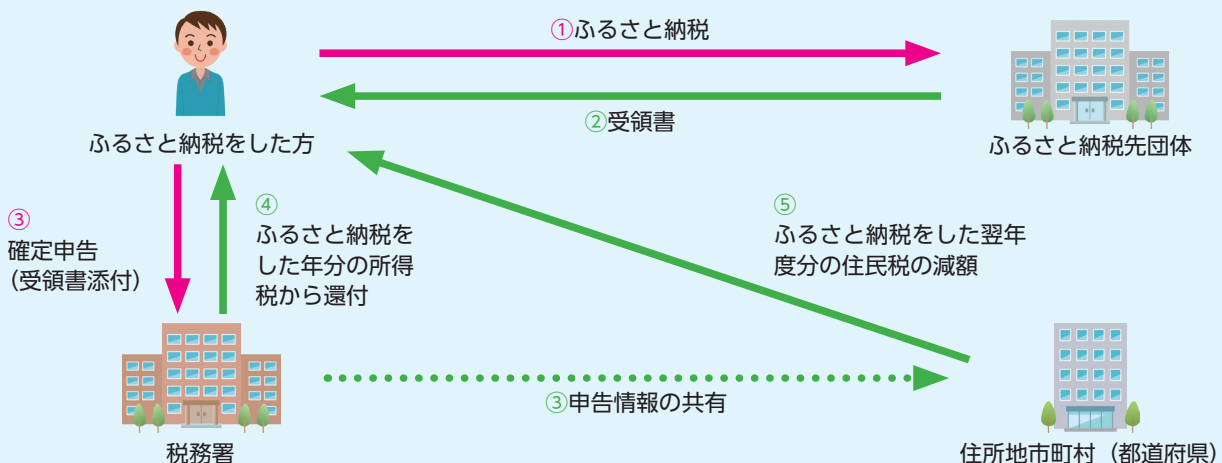
ふるさとと納税ワンストップ特例制度とは？

ふるさとと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさとと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない限り、ふるさとと納税をする際にふるさとと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさとと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

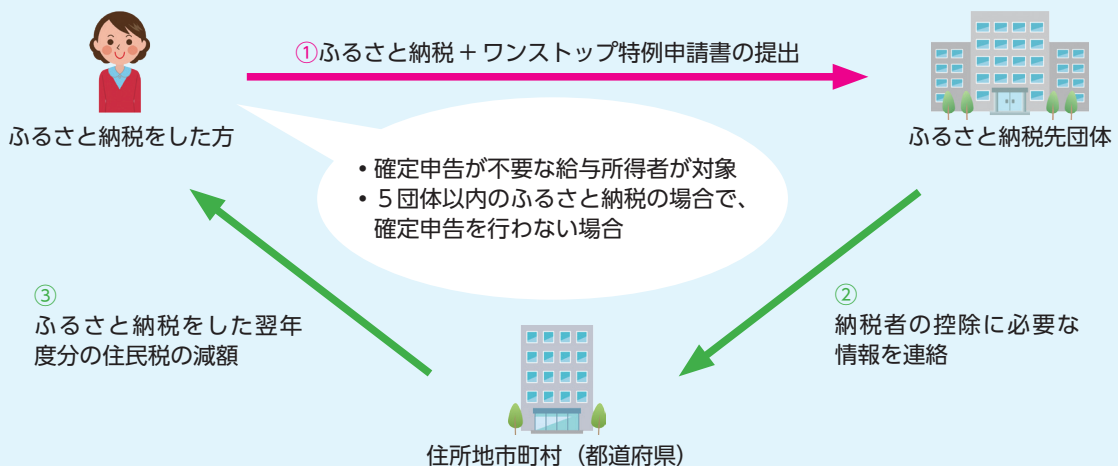
【留意事項】

- ふるさとと納税ワンストップ特例の申請は、申請書に記入の上、ふるさとと納税をする際に、ふるさとと納税先団体へ提出することが必要です。
- （転居による住所変更など）申請書の内容に変更があった場合、ふるさとと納税をした翌年の1月10日までに変更届出書をふるさとと納税先団体へ提出することが必要です。
- 5団体を超える自治体へふるさとと納税をした方、または、確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- ふるさとと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさとと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）。

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



ワンストップ特例申請書 記入例

提出日を記入してください。

令和 年 月 日 熊本県球磨村長 殿	整理番号	捺印してください。
住所	フリガナ	印
	氏名	
	個人番号	
電話番号	性別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

第五十号の五様式（附則第...の四関係）

「個人番号」欄にはあなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等...）を記載してください。

太枠内の項目を全て記入してください。

個人番号(マイナンバー)記入してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例

受領証明書に記載の受領年月日及び寄附金額を記入してください。

申告の特例の適用を受けるためには、申告の特例の対象となる寄附金について、申告の特例の適用を受けるための要件を満たす必要があります。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税（確定申告書の提出による前払金等）又は同法第121条（第1項）

確定申告及び住民税申告をする必要のない方のみチェックしてください。

①②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能となります。

(2) 翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受ける寄附金の回数（寄附先数）の長（自治体数）が5以下であると見込まれる者をい

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数）

住所と氏名を記入してください。後日、申告特例申請書受付書として送付いたします。

令和 年 月 日 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
氏名	

ご記入後、記入事項を確認の上、個人番号確認及び本人確認書類（免許証の写し等）を添付し、返信用封筒により、返信をお願いいたします。